

仙台市住宅改修支援事業補助金交付要綱

(平成25年3月27日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員等が行う住宅改修支援業務について、仙台市が、居宅介護支援事業者等への支援を行う目的で予算の範囲内で住宅改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、仙台市補助金等交付規則（昭55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護支援専門員等」 介護支援専門員、地域包括支援センターの担当職員、作業療法士及び福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上の資格を有する者
- (2) 「居宅介護支援事業所等」 介護支援専門員等が属する事業所又は事業者
- (3) 「要介護被保険者等」 現に本市が行う介護保険の被保険者であって介護保険法（以下「法」という。）第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者
- (4) 「住宅改修支援業務」 法45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費等」という。）の支給の申請に関し、当該住宅改修が必要と認められる理由が記載されている書類（以下「理由書」という。）を作成する業務

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、住宅改修費支援業務1件につき2,000円とする。

(補助の対象)

第4条 補助金は、次の各号全てに該当するときに居宅介護支援事業所等に交付するものとする。

- (1) 住宅改修支援業務を行った時点において、当該住宅改修を行った要介護被保険者等が法第8条第24項に規定する居宅介護支援および法第8条の2第16項に規定する介護予防支援の提供を受けていないこと
- (2) 居宅介護支援事業所等が住宅改修支援業務を行った月において、当該住宅改修を行った要介護被保険者等に係る法第46条に規定する居宅介護サービス計画費の支給および法第47条に規定する特例居宅介護サービス計画費の支給および法第58条に規定する介護予防サービス計画費の支給および法第59条に規定する特例介護予防サービス計画費の支給を受けていないこと
- (3) 当該住宅改修の施工を請け負った事業所等に住宅改修支援業務を行った介護支援専門員等が属していないこと
- (4) 住宅改修支援業務を行った住宅改修について、住宅改修費等の給付が行われることが決定していること
- (5) 市税の滞納がないこと
- (6) 暴力団等と関係を有していないこと

(交付要件の確認)

第5条 前条に規定する市税を滞納していないことは、市長が補助金の交付を受けようとする居宅介護支援事業所等（以下「申請者」という。）の同意に基づいて市税の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

2 前条に規定する市税とは、個人の市民税（当該申請者が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。）、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

(交付の申請)

第6条 申請者は住宅改修支援事業補助金交付申請書（別記様式1号）に理由書の写しを添付し、市長へ提出するものとする。

2 この申請は、要介護被保険者等が住宅改修費等の支給申請を行なった業務について、当該住宅改修費の支給が決定された年度の末日までに行わなければならない。

(届出事項)

第7条 申請者は前条の規定に基づく申請を行った後に、次の各号のいずれかに該当する場合は、住宅改修支援事業補助金交付申請書変更届（別記様式2号）により市長に届け出なければならない。

(1) 申請者の住所、名称又は代表者の職氏名を変更したとき。

(2) その他届け出が必要と認められるとき。

(交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定に基づく申請を受けたときは、関係書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、交付の可否を決定し住宅改修支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式3号）により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に係る交付の決定の内容に不服があり、申請を取下げるときは、住宅改修支援事業補助金交付申請取下書（別記様式4号）により行うものとする。

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、住宅改修支援事業補助金確定通知書（別記様式5号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による通知が行われた後に補助金を交付するものとする。

2 申請者は前条に規定する通知を受けた場合、住宅改修支援事業補助金交付請求書（別記様式6号）を市長に提出しなければならない。

(返還等)

第12条 市長は、居宅介護支援事業者等が次の各号いずれかに該当するときは、住宅改修支援

事業補助金交付決定取消通知書（別記様式7号）により補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第9条の規定による取下げの申請があったとき。
- (2) 要綱に基づく書類の記載事項に虚偽があったとき。
- (3) その他不正行為があると認められたとき。

（書類の整備等）

第13条 申請者は、当該申請に係る関係書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた翌年度から10年間保存しなければならない。

（立入検査等）

第14条 市長は当該補助金交付の適正を期するため必要があると認める場合は、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月25日改正）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成31年3月27日改正）

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。